

## 宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、地元関係機関が連携し、防災庁の地方機関として置かれる防災局及び文教研修施設(防災大学校(仮称))を宮城県・仙台市へ誘致することを目的とする。

### (所掌)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国及び関係機関等への要望に関すること。
- (2) 地元関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、別表の左欄に掲げる団体をもって構成し、協議会の委員は、同欄に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる役職にある者をもって充てる。

- 2 協議会は、その議決により、協議会を構成する団体を新たに加えることができる。
- 3 委員の任期は、この規約を実施する日から協議会が解散する日までとする。

### (役員)

第5条 協議会に共同代表2名を置く。

- 2 共同代表は、宮城県知事と仙台市長をもって充てる。

### (会議)

第6条 共同代表のうち仙台市長は、必要に応じて協議会の委員を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 共同代表のうち仙台市長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による団体の追加その他共同代表が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議決は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は共同議長のうち仙台市長の決するところによる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、仙台市まちづくり政策局に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、仙台市長が定める。

(委任)

第8条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、共同代表のうち仙台市長が定める。

附則

この規約は、令和8年5月26日から施行する。